

議案第 77 号

普通財産の減額貸付けについて

次のとおり普通財産を減額して貸し付けることについて、議会の議決を求める。

- 1 貸付物件 羽生市南六丁目 12 番 1 の一部
雑種地 272.50 m²
- 2 貸付期間 契約締結の日から 5 年間
- 3 減額の内容 賃貸料（固定資産税及び都市計画税の合計額の 3 倍相当額）の 3 分の 2 相当額を減額
- 4 減額貸付期間 契約締結の日から 5 年間
- 5 貸付条件 相撲道場及び附帯施設として使用すること
- 6 貸付けの相手方 羽生市南六丁目 12 番地 2
羽生市相撲連盟
会長 荒木 健太

令和 4 年 1 月 28 日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明